

会員各位

オンライン同時開催

沖縄県中小企業団体中央会

## 建設業から見た『民法改正』のポイント！ ～時効、請負、債権譲渡、保証、等～

120年ぶりに大幅な民法改正が行われ、令和2年4月1日に施行されました。今回の改正は、民法総則と債権法が主な対象ですが、契約関係をはじめ、時効、保証、瑕疵担保責任など非常に多くの項目が対象になっているため、建設会社の皆様も無関心ではられない問題です。『工事代金の消滅時効』や『個人根保証契約』に関する変更など建設業者にも大きな影響がある改正となっており、特に注意が必要です！本セミナーでは、下記記載内容についてわかりやすく解説、ご説明いたします。

★時効…職業別の短期消滅時効制度（工事代金3年・飲食費1年等）が廃止され、工事代金などの債権の原則的な消滅時効期間が  
「権利を行使することが出来る時」（客観的起算点）から10年  
「権利を行使することが出来る事を知ったとき」から5年  
に統一。（いずれか早く到来する時に時効完成）

- 【内容】（1）改正民法の概要・目的  
（2）建設業に関わる重要な改正項目（契約・時効・法定利率・保証）  
（3）建設業の実務に与える影響と注意点、事例紹介  
（債権管理の在り方、契約書の書式見直し等）

【講師】 弁護士 久保 以明 氏（弁護士法人 琉球法律事務所 所長）  
弁護士 山下 剛 氏（弁護士法人 琉球法律事務所）

【会場】 ※中央会「感染拡大予防対策ガイドライン」に従い開催。

受講無料

○開催日時：令和2年11月10日（火）14：00～16：00

○会場：ホテルロイヤルオリオン 地下1階 旺の間（那覇市安里1-2-2 TEL098-866-5533）

○申込期限：11月6日（金） ※会場参加の場合20名に達した時点で申込受付終了予定。

○申込方法：FAX申し込みまたはGoogleフォームで申込できます。

※当日は駐車場が混み合うことが予想されます。お早目のご来場にご協力をお願い致します。

【FAXで申込】

中央会 支援課 宛 FAX 098-862-2526

組合名・会社名	電話
	FAX
参加者(役職・氏名)	
参加者 メールアドレス	※オンライン(Zoom)で参加する場合はご記入下さい。
参加方法 ※○をして下さい。	会場で参加 ・ オンラインで参加

【インターネットで申込】

中央会ホームページの最新情報にある

『建設業から見た『民法改正』のポイント！～時効、請負、債権譲渡、保証等～』

または、右のQRコードを読み取りGoogleフォームへ移動してお申込みください。



【お問合せ先】 沖縄県中小企業団体中央会 支援課 TEL：098-860-2525

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本講習会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

組合員への転送をお願いします。